

令和4年度 四国中央市 一般会計補正予算（第3号）の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ロシアによるウクライナ侵攻などの影響に伴う原油価格や物価の高騰により、市民生活や事業活動に影響が生じています。

本市では、生活者支援や事業者支援に関する本市独自の緊急対策の取組として、原油価格・物価高騰対策事業費を計上した追加補正予算案を編成し、6月議会に追加提案します。

1 補正予算の規模

3億5,700万円（補正後予算額 398億5,100万円）

【歳入】 繰越金 3億5,700万円

2 補正予算の内容

I 介護サービス等事業継続支援事業 4,000万円

新規・市独自

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している介護・障がい福祉サービス事業所の安定的な事業継続を目的に応援金を支給します。

II 保育施設運営継続支援事業 1,500万円

新規・市独自

コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面している民間の保育所、認定こども園、保育施設の安定運営を目的に応援金を支給します。

III 水道料金負担軽減事業 1億8,000万円

新規・市独自

市民生活や経済活動を支援するため、市民・事業者に対して水道料金の基本料金を3か月間免除します。

IV 緊急地域雇用維持助成金 2,200万円

増額・市独自

国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置期間が9月末まで延長されることから、中小企業者等の雇用の安定と事業活動の継続を支援するため、上乘せ助成の四国中央市新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金を追加補正します。

V 漁業事業者経営継続支援事業 2,000万円

新規・市独自

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている漁業事業者の経営の継続を図ることを目的に応援金を支給します。

VI 燃油価格高騰対策事業者支援事業 8,000万円

新規・市独自

燃油価格高騰の影響を受けている道路運送事業者等に対し、保有する車両等の台数に応じて支援金を支給します。

介護サービス等事業継続支援事業（介護サービス等事業継続応援金）

1. 担当課	福祉部 長寿支援課・生活福祉課												
2. 事業目的	<p>コロナ禍が長期化する中、燃料費及び物価の高騰により経営に影響を受けている介護サービス、障がい福祉サービス等事業者に対し、応援金を支給することにより、経営環境の改善を図り、事業を継続的に行うことに寄与することを目的とする。</p>												
3. 事業費総額	4,000万円												
4. 事業費内訳	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">長寿支援課所管分</td> <td style="width: 40%;">2,830万円</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 2,625万円 ・その他高齢者福祉施設 205万円 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>生活福祉課所管分</td> <td>1,170万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 1,020万円 ・障がい児サービス事業所 150万円 </td> <td></td> </tr> </table>	長寿支援課所管分	2,830万円			<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 2,625万円 ・その他高齢者福祉施設 205万円 		生活福祉課所管分	1,170万円			<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 1,020万円 ・障がい児サービス事業所 150万円 	
長寿支援課所管分	2,830万円												
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 2,625万円 ・その他高齢者福祉施設 205万円 												
生活福祉課所管分	1,170万円												
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 1,020万円 ・障がい児サービス事業所 150万円 												
5. 事業内容等	<p>【支給対象者】 令和4年1月1日以後に介護サービス等の提供実績を有し、同年4月1日以後も継続して当該介護サービス等事業を実施している事業者</p> <p>※介護サービス等事業：次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法に規定する介護サービス事業 ・障害者総合支援法に規定する障がい者（児）福祉サービス事業 ・老人福祉法に規定する養護老人ホームにおいて行う養護及び有料老人ホームにおいて行う事業 ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業 												
6. 対象見込数	<p>対象事業所数：331事業所</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">長寿支援課所管分</td> <td style="width: 40%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 200事業所 ・その他高齢者福祉施設 17事業所 </td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td>生活福祉課所管分</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 95事業所 ・障がい児サービス事業所 19事業所 </td> <td></td> </tr> </table> <p>※いずれもサービス事業所としての指定又は開設許可事業所数</p>	長寿支援課所管分	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 200事業所 ・その他高齢者福祉施設 17事業所 		生活福祉課所管分	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 95事業所 ・障がい児サービス事業所 19事業所 							
長寿支援課所管分	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所 200事業所 ・その他高齢者福祉施設 17事業所 												
生活福祉課所管分	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サービス事業所 95事業所 ・障がい児サービス事業所 19事業所 												
7. 給付額	<p>指定事業所単位ごとにサービス種類別に定める基準額を支給</p> <p>※基準額は、事業種別、内容及び定員規模等に応じ次のとおり設定</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(1)相談支援系事業所</td> <td style="width: 70%;">5万円</td> </tr> <tr> <td>(2)訪問系事業所</td> <td>5万円～10万円</td> </tr> <tr> <td>(3)通所系事業所</td> <td>10万円～40万円</td> </tr> <tr> <td>(4)短期入所系事業所</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>(5)施設・居住系事業所</td> <td>10万円～40万円</td> </tr> </table>	(1)相談支援系事業所	5万円	(2)訪問系事業所	5万円～10万円	(3)通所系事業所	10万円～40万円	(4)短期入所系事業所	10万円	(5)施設・居住系事業所	10万円～40万円		
(1)相談支援系事業所	5万円												
(2)訪問系事業所	5万円～10万円												
(3)通所系事業所	10万円～40万円												
(4)短期入所系事業所	10万円												
(5)施設・居住系事業所	10万円～40万円												
8. 給付方法	<p>各事業所設置法人からの申請（長寿支援課にて受付）に基づき支給</p> <p>※複数事業所を有する場合は、一括申請可</p>												

保育施設運営継続支援事業

1. 担当課	福祉部 保育幼稚園課
2. 事業目的	<p>コロナ禍が長期化する中、原油価格、電気料金及びガス料金等の物価の高騰により運営に大きな影響を受けた市内の保育施設に対し、予算の範囲内で四国中央市保育施設運営継続応援金を支給することにより、経営環境の改善を図り、保育施設の運営を継続的に行うことに寄与することを目的とする。</p>
3. 事業費総額	1,500万円
4. 事業費内訳	<p>保育施設運営継続応援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・光熱費等固定費応援金 1,420万円 ・送迎バス運行応援金 80万円
5. 事業内容	<p>○支給対象者 令和4年1月1日時点において市内に私立の保育所、認定こども園、認可外保育施設、小規模保育事業所又は事業所内保育事業施設を設置し運営する事業者で、同年4月1日以後も継続して当該施設を運営しているもの</p> <p>○支給内容 市内の各私立保育施設に対し、令和4年4月1日時点で在園している園児数と送迎に使用するバス台数に応じて、応援金を支給する。</p>
6. 対象施設数	<p>対象保育施設数：16園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所 5園 ・認定こども園 5園 ・認可外保育施設 3園 ・小規模保育事業所 1園 ・事業所内保育事業施設 2園
7. 給付額	<ul style="list-style-type: none"> ・光熱費等固定費応援金 @ 1万円 × 在園児数 ・送迎バス運行応援金 @ 10万円 × バス台数
8. 給付方法	<p>各保育施設設置法人からの申請に基づき給付</p> <p>※保育施設単位での申請</p>

水道料金負担軽減事業

1. 担当課	水道局 給水整備課
2. 事業目的	新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格及び物価の高騰が家庭や事業者等に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民の生活や経済活動を支援するため、水道局と給水契約を結ぶ水道使用者を対象に水道料金の基本料金を3か月間免除する。
3. 事業費総額	1億8,000万円
4. 事業内容	水道料金の基本料金を3か月間免除する。 (例) 家事用 三島川之江地域の場合 1か月1,490円(税込み) 三島の嶺南地区の場合 1か月1,100円(税込み) 土居地域の場合 1か月 880円(税込み) 新宮地域の場合 1か月1,100円(税込み) 業務用 三島川之江地域の場合 1か月1,870円(税込み) 三島の嶺南地区の場合 1か月3,300円(税込み) 土居・新宮地域の場合 1か月1,320円(税込み)
5. 対象者及び件数	水道局と給水契約を結ぶ水道使用者 約44,800件
6. 免除対象期間	令和4年9月～11月請求分(3か月間) (令和4年8月～10月検針分)
7. 手続き	使用者が行う手続きは無く、水道局が基本料金を差し引いた金額で請求する。

緊急地域雇用維持助成金

1. 担当課	経済部 産業支援課																		
2. 事業目的	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により労働者の雇用の維持を図ろうとする中小企業の事業者に対し、助成金を支給することにより、雇用の安定及び事業活動の継続を支援する。																		
3. 事業費総額	2,700万円（今回追加予算額2,200万円）																		
4. 事業費内訳	助成金 … 500万円 助成金（追加分）…2,200万円																		
5. 事業内容	事業者が労働者へ支払った休業手当に対し、国、県の助成金が支給された事業者に助成金を支給する。 （国の雇用調整助成金の特例措置が令和4年6月末から令和4年9月末まで延長）																		
6. 対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」（休業によるものに限る。）並びに県の「緊急地域雇用維持助成金」の支給決定を受けた中小企業者																		
7. 対象期間	（申請受付中）～令和4年9月休業手当分 ※国の特例措置の延長期間（6月末から9月末）を含む。																		
8. 支給額	休業手当額の10分の1以内（年間上限額100万円） ※参考 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>国 助成率</th> <th>市 助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">～R3.4</td> <td>解雇なし</td> <td>10/10</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>解雇あり</td> <td>4/5</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R3.5～</td> <td>解雇なし</td> <td>9/10</td> <td>1/20</td> </tr> <tr> <td>解雇あり</td> <td>4/5</td> <td>1/10</td> </tr> </tbody> </table>			国 助成率	市 助成率	～R3.4	解雇なし	10/10	0	解雇あり	4/5	1/10	R3.5～	解雇なし	9/10	1/20	解雇あり	4/5	1/10
		国 助成率	市 助成率																
～R3.4	解雇なし	10/10	0																
	解雇あり	4/5	1/10																
R3.5～	解雇なし	9/10	1/20																
	解雇あり	4/5	1/10																
9. 支給方法	口座振込																		

漁業事業者経営継続支援事業

1. 担当課	経済部 農林水産課
2. 事業目的	コロナ禍において漁業者の収入が激減している中、漁業協同組合の販売等の受入手数料収入も減少し、漁業者、漁業協同組合ともに経営及び運営に支障が生じる状況となっている。困窮している漁業者及び漁業協同組合の経営安定、継続を図ることを目的とする。
3. 事業費総額	2,000万円
4. 事業費内訳	支援金…2,000万円
5. 事業内容	市内の漁業者と愛媛県漁業協同組合各支所に対し支援金を支給する。
6. 交付対象	1) 市内の愛媛県漁業協同組合の支所 (川之江支所、三島支所、寒川支所、土居支所の4者) 2) 令和4年1月1日時点において、いずれかの支所に所属する正組合員で、引き続き令和4年6月1日時点においても正組合員である者
7. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和4年8月1日～令和4年10月31日(3か月間)
8. 支給額	1) 愛媛県漁業協同組合川之江支所、三島支所、寒川支所、土居支所 1,000,000円/支所 2) いずれかの支所に所属する漁業者(正組合員) 200,000円/法人 100,000円/個人
9. 支給方法	口座振込

燃油価格高騰対策事業者支援事業

1. 担当課	経済部 産業支援課
2. 事業目的	燃油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にある道路運送事業及び漁業等を営む事業者に対し、保有する車両及び漁船の台数に応じて支援金を支給することにより、事業者の経営維持、改善を図ることを目的とする。
3. 事業費総額	8,000万円
4. 事業費内訳	支援金… 7,830万円 事務費… 170万円
5. 事業内容	市内で道路運送事業又は漁業等を営む事業者に対し、市内営業所に配置登録された対象車両数又は漁船登録を受けた漁船数に応じて支援金を支給する。
6. 対象者	【車両】 令和4年1月1日時点において市内に本店、支店、営業所等を置く法人又は個人事業主で、次の道路運送事業等を営む事業者 ①貨物自動車運送事業（トラック運送等） ②一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業） ③一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業・介護タクシー事業） ④自動車代行運転業を営む者 【漁船】 ⑤令和4年1月1日時点において市内の愛媛県漁業協同組合の支所に所属する正組合員
7. 対象車両等	【車両】 市内の営業所に配置登録された下記の要件を満たす車両で対象者が所有権又は使用权を有する車両 ①②③…事業用車両（緑（黒）ナンバーのみ） ④ …登録車両（随伴用車両）のみ 【漁船】 ⑤対象者である組合員が所有権又は使用权を有する漁船登録を受けた漁船 ※令和4年6月1日時点で登録されている車両及び漁船が対象
8. 事業実施期間 (申請受付期間)	令和4年8月1日～令和4年10月31日（3か月間）
9. 支給額	【車両】（区分は道路運送車両法の規定による。） 普通自動車 30,000円/台 小型自動車 20,000円/台 軽自動車 10,000円/台 【漁船】 総トン数が5トン以上 30,000円/隻 // 3トン以上5トン未満 20,000円/隻 // 1トン以上3トン未満 10,000円/隻 // 1トン未満 5,000円/隻
10. 支給方法	口座振込